大阪府環境調査･検査業務技術審査要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪府が発注する環境調査・検査業務の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定に基づき、一般競争入札に参加する者の当該業務に係る技術的適性に関し必要な事項を定める。

（環境調査・検査業務）

第２条　この要綱において環境調査・検査業務とは、別表１に掲げる業務をいう。

（技術審査）

第３条　大阪府環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）の所長（以下「所長」という。）は、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「計量証明事業に係る調査・検査（種別コード130）」に登録された入札参加資格者（以下「登録業者」という。）のうち申請のあった者を対象に必要な技術審査を行う。

（技術審査の区分）

第４条　前条の技術審査は、別表２に掲げる区分ごとに行う。

（技術審査の手順）

第５条　技術審査は、次の手順により行うものとする。

（１）　所長は、技術審査の実施及び実施時期、審査申請の方法、その他必要な事項について、大阪府総務部契約局ホームページ及び研究所ホームページで公表する。

（２）　所長は、前項の技術審査の申請様式、試料の配布方法、区分ごとの分析項目、分析結果の報告様式、その他必要な事項について、研究所ホームページで公表する。

（３）　技術審査を受けようとする登録業者は、技術審査の申請を行う。

（４）　所長は、技術審査の申請を行った登録業者に対して、試料を配布する。

（５）　試料の配布を受けた登録業者は、試料の分析結果を所長に報告する。

（６）　所長は、報告された分析結果について、「日本工業規格Ｑ0043－１試験所間比較による技能試験付属書」に準拠する方法又は所長が別に定める方法により、適格又は不適格の認定を行う。

（認定業者）

第６条　所長は、前条第６号の方法により適格と認定した登録業者（以下「認定業者」という。）に対して、認定証（様式第１）を発行する。

（有効範囲）
第７条　前条の認定証は、大阪府が認定証発行年度の翌年度事業として発注する環境調査・検査業務に関して有効とする。

（認定の取消し）
第８条　所長は、認定業者が環境調査・検査業務を遂行する上で不適切な行為があったときは、第５条第６号の認定の取消しを行うことができる。

（契約の相手方）
第９条　環境調査・検査業務について、一般競争入札又は随意契約における契約の相手方は、別表１に掲げる業務ごとに必要とされる別表２に掲げる区分に係る認定業者の中から選ぶものとする。ただし、入札に際して付するその他の要件によって、認定業者の一部のみを入札の対象とすることを妨げない。

（名称変更等の報告）
第１０条　認定業者は、認定証の有効期間内において、名称変更や、法人の合併・分割、営業権譲渡等があったときは、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者として必要な手続きを行った上で、速やかにその旨を所長に報告しなければならない。

（事務局）
第１１条　技術審査等に係る事務は、研究所において行う。

附　則
この要綱は、平成19年11月１日から実施する。

別表１（第２条関係）

１　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条第１項に基づく公共用水域の水質の常時監視業務 ２　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条第１項に基づく地下水の水質の常時監視業務 ３　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の23第１項に係る大気の汚染状況を把握するための調査のうち、平成８年10月18日付け中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（第二次答申）で示された物質に係るモニタリング業務 ４　その他、大阪府が必要と認めた業務 なお、一般競争入札に付する案件については、大阪府総務部契約局ホームページにおいて公表する。

別表２（第４条関係）

１　水質（金属類） ２　水質（窒素化合物） ３　水質（りん化合物） ４　水質（揮発性有機化合物） ５　大気（揮発性有機化合物（排出ガスを除く）））

様式第１（第６条関係）

認　定　証

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

大阪府環境農林水産総合研究所
所長　　印

次のとおり、大阪府環境調査・検査業務技術審査要綱第５条に基づく審査結果が適格であったことを認定します。

１　認定区分 （要綱別表２の区分）	
２　認定番号	
３　認定の有効範囲	大阪府が　　年度予算で発注する 環境調査・検査業務